

むつ市農業委員会
第 8 1 6 回総会議事録

むつ市農業委員会第816回総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月11日（火）午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 プラザホテルむつ

3. 出席委員

○農業委員（17名） 欠員1

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
4	柏谷均
5	水戸隆璽
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
15	畑中光政
16	林忠久
17	四ッ谷末藏
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（9名） 欠員1

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	面村一松
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（1名）

議席	氏名
18	鴨田輝雄

○農地利用最適化推進委員（0名）

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明交付申請について

報告第1号 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 むつ市農業委員会の所管に係る個人情報保護に関する規程について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成田 司

次長 澤田 眞紀子

総括主幹 菅原 賢一郎

7. 会議録署名委員

4番 柏谷 均

5番 水戸 隆 璽

8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

議長 (坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第816回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中17名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、4番 柏谷均委員、5番 水戸隆璽委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長 (坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市金曲二丁目115番1、面積1,815㎡、登記地目「畑」、現況「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の農地であります。</p> <p>申請地は、譲受人が長年耕作しており、譲渡者から所有権移転を持ちかけられ、対価100万円での有償移転に同意し、この申請に至ったものです。</p> <p>調査につきましては3月22日 四ッ谷委員、林委員、佐々木推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
四ッ谷委員	事務局の説明に、特別付け加えることはありません。
議長 (坂本会長)	説明が終わりましたので、これより、議案第1号について審議を行います。

	<p>質疑を許します。 質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、議案第2号 非農地証明交付申請について、議題に供します 事務局より説明願います。</p> <p>それでは、非農地証明交付申請について、ご説明いたします。 申請地は、大畑町二枚橋50番9、面積390㎡、登記地目「畑」、農業振興地域内、農用地区域外の農地であります。</p> <p>調査につきましては3月22日 柏谷委員、畑中光政委員、畑中正彦推進委員、事務局で現地調査を行った結果、相当年数前から耕作されておらず、耕作者及び親戚等による農地管理も行われず、原野化しており、その農地までの進入路は狭く、川沿いの急傾斜地の上であり、農地の一辺が安全防護柵に囲まれ、農地に復元するための物理的な条件整備が困難であり、復元しても継続利用が出来ないと見込まれるため、非農地として証明して良いと思われれます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足は特にありません。</p>
畑中光政委員 議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第2号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。 質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

事務局	<p>ご異議なしと認めます。 よって議案第2号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p> <p>以上で、議案審議について終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項、報告第1号及び本日追加されました報告第2号について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、報告第1号 農地の転用事実照会について、ご説明いたします。</p> <p>照会農地は、むつ市横迎町二丁目146番、面積495㎡、登記地目「田」、台帳地目「田」、農業振興地域内、の用地区域外の農地であります。</p> <p>この農地は、令和4年度農地利用状況調査において、再生困難農地と判断し、第815回総会で非農地の承認を得ている土地であることから、非農地であると回答しております。</p> <p>次に、報告第2号、むつ市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程について、ご説明いたします。</p> <p>令和3年5月に制定された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、これまで別々の法律や条令によって運用されてきた個人情報の取り扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなり、地方公共団体等の条例は、この法律の範囲内で、必要最低限の独自の保護措置を講ずることとなりました。</p> <p>むつ市では、従来の条例及び規則を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定した条例と規則を制定しました。</p> <p>むつ市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程は、むつ市の例によることを定めていることから、廃止された条例、規則の例による旧規程を廃止し、新たに制定された条例、規則の例による規程を新たに制定したものです。</p> <p>以上で報告の説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>これで、本日の議案審議及び報告事項は全て終了しました。その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>何か、ありませんか。</p> <p>ないようですので、これをもちまして、むつ市農業委員会第816回総会を閉会します。</p>

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 柏 谷 均

会議録署名委員 水 戸 隆 璽